



鳥取県公報

平成 29 年 5 月 16 日 (火)
第 8 9 0 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (378) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (379) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (380) (〃) 2
	基本測量の実施 (381) (県土総務課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (382) (西部総合事務所生活環境局) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (383) (会計指導課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (384) (〃) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (12) (教育総務課) 4
◇ 公 告	土地収用法施行令による公示送達 (県土総務課) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
医療法人鳥取 愛心会	倉吉市関金町関 金宿2710-1	医療法人鳥取愛 心会通所介護関金ク リニック	倉吉市関金町関金 宿2710-1	通所介護	平成29年3月 31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
医療法人鳥取 愛心会	倉吉市関金町関 金宿2710-1	医療法人鳥取愛 心会通所介護関金ク リニック	倉吉市関金町関金 宿2710-1	介護予防通所 介護	平成29年3月 31日

鳥取県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
とっとり福祉サ ービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サー ビスケアプラン事業所	鳥取市行徳三丁目317	平成29年3月 31日

鳥取県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう訪問看護ステーションすずらん鹿野出張所	鳥取市鹿野町今市63-1	訪問看護	平成29年5月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう訪問看護ステーションすずらん鹿野出張所	鳥取市鹿野町今市63-1	介護予防訪問看護	平成29年5月1日

鳥取県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量、基準点現況調査）
- 2 作業期間 平成29年5月8日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び東伯郡三朝町

鳥取県告示第382号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年5月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成28年12月12日 鳥取県指令第201600137448号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津218-1、217の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市二本木947
株式会社K&Sコーポレーション 代表取締役 植田 直樹

鳥取県告示第383号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成29年5月9日	656	米子市大篠津町690-15	カネックス株式会社 代表取締役 金田 孝成	ファミリーマート米子靴町店（米子市靴町一丁目163-1）

鳥取県告示第384号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成29年 5 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成29年 1 月10日	鳥根県安来市吉佐町1054-22	ファミリーマート米子靴町店 店長 古山 豊

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第12号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 5 月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年 5 月17日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について
 - (2) その他

公 告

土地収用法施行令（昭和26年法律第342号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成29年 5 月16日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不明（最終住所：京都府京都市伏見区淀生津町617-3）	木下 建之助
不明（判明している住所：タイ王国パトウムタニー県タンヤブリー郡 プラチャーティパット町）	表 欣吾

- 2 公示事項

国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（鳥取県鳥取市国府町広西字大谷地内）に係る土地収用事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第 2 項の規定に基づく裁決書は、本人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年 5 月16日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は 3 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成 29 年 6 月 16 日 午前 10 時 00 分から 午後 3 時 30 分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成 29 年 6 月 22 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間 30 分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800 円

イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 16 日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

新病院統合情報ネットワーク整備 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

新病院エリア及び現情報ネットワークとの接続整備に関し、平成31年1月31日（木）

現外来棟エリアに関し、平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

(5) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該入札価格の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成29年5月16日（火）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成29年5月16日（火）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年6月27日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

その際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 平成24年4月1日から平成29年4月1日までの間に、病院又は地方公共団体に対する同種の調達案件（受託額2,000万円以上の規模であるものに限る。）を1件以上納入した実績があること。なお、受注は直接、間接を問わないが、5の(2)の提出にあたり、これを証する資料の提供を求める。

キ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの全ての要件を満たしていること。

イ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

カ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のカ及びキの要件を満たしていること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271 (内線2883)

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成29年5月16日(火)から同年6月20日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成29年5月16日(火)から同年6月20日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(5)に定める日の前日午後5時まで、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

平成29年7月31日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院大会議室

ウ 提出書類

(ア) 入札書 1通

(イ) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を4の(1)の場所に、平成29年6月6日（火）の午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

(3) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : New hospital network for Tottori Prefectural Chuou Hospital : 1 set

(2) Time limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 27 June, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : 11:00 AM 31 July, 2017

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM 30 July, 2017

(4) Please contact : Medical Information Management Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex.2883